

(別紙)

法人コード	A001263
法人名	公益社団法人橿原経済倶楽部

勧告に係る措置状況

	勧告事項	勧告事項に係る措置状況
1	①社員への説明責任の遂行 社員に対して、本件勧告文（求める措置の根拠となる事実(別紙①)、会長メッセージ(別紙②) 及び本件事案の全体像（別紙③）を含む。）を配付した上で、勧告に対して行う措置について理事会において検討した内容を説明すること。	令和6年11月18日に提出した、「行政指導中止申出書」に記載の通り、奈良県行政手続条例第35条1項及び2項の規定に基づき、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるよう求めていたところ、同年12月6日付回答書において、公益認定法第28条第1項に規定する要件に該当しない、との回答がありました。 しかし、その内容の根拠が全く明らかでないため、その説明を求めています。場合によっては、再度、中止の申出を行うこととなります。
	社員への意見聴取を実施するなど社員個々の意見を聞くこと。	同上
2	②理事会による責任ある法人運営の確立 理事会による責任ある法人運営の確立のため、理事会への正副会長会議の審議内容の報告体制を確立させるとともに、正副会長会議に業務執行権限を帰属させている「理事の職務権限規程」を是正すること。	令和6年11月5日の理事会において、職務権限規程を改正いたしました。 第5条第5項で、「会長は、特段の事情がないかぎり、正副会長会議においてされた議論の概要を、その後に開催される直近の理事会において報告する。」と、正副会長会議の審議内容の報告体制を定めました。 その他、第5条1～3項を改正いたしました。 (参考資料① 職務権限規程、参考資料② 職務権限規程新旧対照表)
	理事会による事務局の事務執行を常時、適正かつ責任をもって監視監督する仕組みを講じること。	事務局の事務執行の監視監督する仕組みについては、令和5年8月22日に作成した「事務決済規程」により、すでに整っていると考えます。 また、各種委員会、正副会長会議、理事会の準備は、各委員や理事・監事と密接に連携し、コミュニケーションを取りながら進めて

		おり、事務局の事務執行を常時監視監督する仕組みが日常的にできております。 (参考資料③ 事務決済規程)
3	③監事機能の適正化 専門性を有するなど、理事の職務執行を適正に監査することができる監事の任命又は専門的知識を得るための研修を受けるなど同等の措置を講じること。	令和6年12月10日に行った研修に、監事も参加し、または後日動画を視聴しました。 なお、公益認定法の改正に伴い、令和7年の役員改選時に、専門的知識を有する外部監事に就任いただけるよう、定款・諸規程の変更を検討し、外部監事の就任に向けて準備しております。
4	④全役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施 全役員に対し、研修を速やかに実施すること。	令和6年12月10日に、全役員（理事及び監事）を対象とした研修を行いました。 今回の勧告までの経緯と関連する書類一式を専門家に提示し、説明を行ったうえで、「公益法人のガバナンス強化に向けた理事・監事の責任と意識」というテーマで研修を依頼しました。 当日参加できなかった役員には、後日、動画を視聴できるように準備し、案内いたしました。 (参考資料④ コンプライアンス研修資料)
5	⑤講ずべき措置の検討体制 措置の公平性及び公正性を確保するため、平成29年3月及び平成31年3月の正副会長会議に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。	令和6年11月18日に提出した、「行政指導中止申出書」に記載の通り、奈良県行政手続条例第35条1項及び2項の規定に基づき、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるよう求めていたところ、同年12月6日付回答書において、公益認定法第28条第1項に規定する要件に該当しない、との回答がありました。 しかし、その内容の根拠が全く明らかでないため、その説明を求めています。場合によっては、再度、中止の申出を行うことになります。